



2026年6月23日

各位

会社名 株式会社ユー・エス・エス
代表者名 代表取締役会長 安藤 之弘
(コード番号 4732 東証プライム・名証プレミア)
問合せ先 統括本部総務部部長 門松 崇
(TEL. 052-689-1129)

第三者割当による自己株式の処分に関するお知らせ

当社は、2026年6月23日開催の取締役会において、以下のとおり、第三者割当による自己株式の処分（以下「本自己株式処分」という。）を行うことについて決議しましたので、お知らせいたします。

1. 処分要領

(1) 処分期日	2026年7月23日
(2) 処分する株式の種類及び数	当社普通株式 502,500株
(3) 処分価額	1株につき1,890.5円
(4) 処分総額	949,976,250円
(5) 処分先	野村信託銀行株式会社 (USS 従業員持株会専用信託口)
(6) その他	本自己株式処分については、金融商品取引法による有価証券届出書の効力発生を条件とします。

2. 処分の目的及び理由

当社は本日開催の取締役会において、当社従業員に対する当社の中長期的な企業価値向上へのインセンティブ付与、福利厚生の拡充、及び株主としての資本参加による従業員の勤労意欲高揚を通じた当社の恒常的な発展を促すことを目的として、「信託型従業員持株インセンティブ・プラン (E-Ship®)」 (以下「本プラン」という。) の再導入を決議いたしました。

本プランの概要につきましては、本日付『「信託型従業員持株インセンティブ・プラン (E-Ship®)」の再導入について』をご参照下さい。本自己株式処分は、本プランの再導入のため設定される野村信託銀行株式会社 (USS 従業員持株会専用信託口) に対し行うものであります。

処分数量については、USS 従業員持株会 (以下「本持株会」という。) の買付実績 (直近の月例買付、賞与買付及び配当再投資の実績額) を年次換算した額を年間買付予定額として、信託設定期間 (約2年11か月) における本持株会の買付予定額を算出し、これを処分価額で除した株数であります。

また、本自己株式処分により希薄化は生じるものの、割当予定先である USS 従業員持株会専用

信託口から本持株会へ毎月少しずつ譲渡される為、本自己株式処分による影響は軽微であり、希薄化の規模は合理的であると考えております。なお、希薄化の規模（小数第三位を四捨五入しています。）は次のとおりとなります。

発行済株式数（2026年3月31日時点）	474,000,000株	0.11%
総議決権数（2026年3月31日時点）	4,641,737個	0.11%

信託契約の概要

- 委託者： 当社
- 受託者： 野村信託銀行株式会社
- 受益者： 受益者適格要件を満たす者（受益権確定事由の発生後一定の手続きを経て存在するに至ります。）
- 信託管理人： 当社内の従業員より選定
- 信託契約日： 2026年6月23日
- 信託の期間： 2026年6月23日～2029年5月2日
- 信託の目的： 本持株会に対する安定的かつ継続的な株式の供給及び受益者適格要件を満たす者への信託財産の交付
- 議決権行使： 受託者は、信託管理人の指図に基づき当社株式の議決権を行使します。

3. 処分価額の算定根拠及びその具体的内容

本自己株式処分は従業員株式所有制度である本プランの再導入を目的としております。処分価額につきましては、恣意性を排除した価額とするため2026年6月22日（取締役会決議日の前営業日）の東京証券取引所における当社株式終値である1,890.5円としております。取締役会決議日直前のマーケット・プライスであり、合理的なものであって、割当予定先にとって特に有利な金額には該当しないものと判断しております。なお、上記払込金額の決定方法は、日本証券業協会の定める「第三者割当増資の取扱いに関する指針」にも準拠したものとなっております。この価格の東京証券取引所における当社株式終値平均からの乖離率（小数第三位を四捨五入しています。）は次のとおりとなります。

期 間	終値平均(円未満切捨て)	乖離率
1ヶ月（2026年5月25日～2026年6月22日）	1,832円	3.19%
3ヶ月（2026年3月23日～2026年6月22日）	1,757円	7.60%
6ヶ月（2025年12月23日～2026年6月22日）	1,762円	7.29%

上記処分価額につきましては、監査役全員（うち社外監査役3名）が、本自己株式処分が本プランの再導入を目的としていること、及び上記処分価額が取締役会決議日の前日の終値であることに鑑み、割当先に特に有利な処分価額に該当しない旨及び当社が判断した過程は合理的であり、かかる判断については適法である旨の意見を表明しております。

4. 企業行動規範上の手続き

本自己株式処分は、① 希薄化率が25%未満であること、② 支配株主の異動を伴うものではないこと（新株予約権又は取得請求権すべてが権利行使された場合であっても、支配株主の異動が見込まれるものではないこと）から、東京証券取引所の定める有価証券上場規程第432条に定める独立第三者からの意見入手及び株主の意思確認手続きは要しません。

以 上